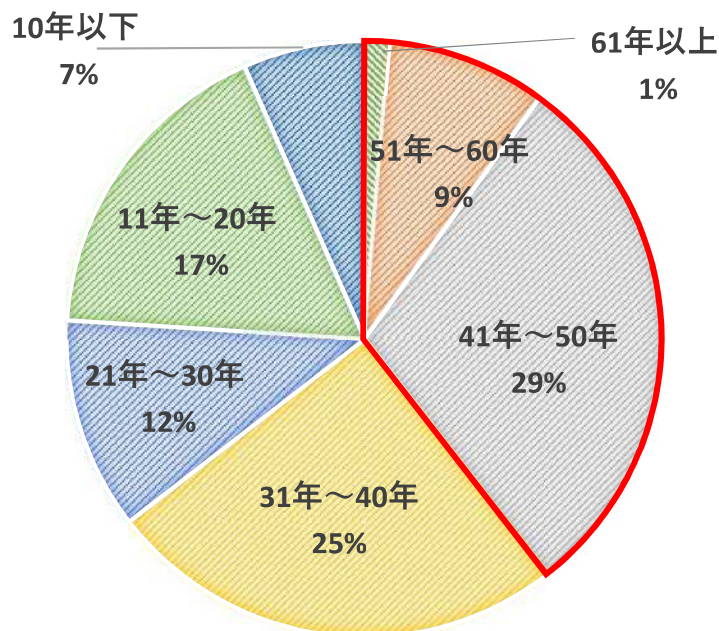


今後の課題

- 市立学校の約4割の学校施設が築41年以上となっており（図9）、老朽化した設備等が更新時期を迎えることから、限られた財源の中で、効率的・効果的に教育環境の改善を図るために、計画的に設備再生を進める必要があります。
- 令和7（2025）年4月現在、小・中・高・特別支援学校176校（178棟）の体育館のうち7校（7棟）に空調設備を設置済ですが（図10）、昨今の気候変動による**熱中症対策の必要性や災害の発生状況等を踏まえ、残りの体育館等についても早期に空調設備の設置に向けた取組を進める**必要があります。
- 近年増加している大規模自然災害の発生に備えて、地域とも連携しながら、児童生徒の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じた防災教育を展開していく必要があります。

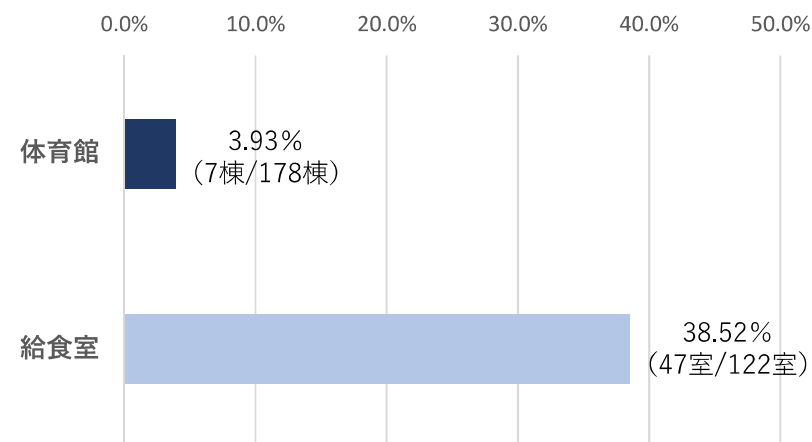
図9 川崎市立学校における築後経過年数（令和6年5月現在）



※学校施設の総延床面積（1,377,360㎡）に占める築後経過年数別の割合

※川崎市教育委員会調べ

図10 川崎市立学校における体育館・給食室空調整備率（令和7年4月現在）



※川崎市教育委員会調べ

基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する

政策目標

「地域とともにある学校」づくりを推進しながら、研修等を通じて教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図るとともに、教職員が子どもたちと向き合う本来的な業務に一層専念できる体制を再構築することで、学校の教育力を高めます。

事務事業の構成

学校業務マネジメント支援事業

「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、業務の効率化や教職員の意識改革に向けた取組を推進するとともに、円滑な学校運営に資する支援を行います。

地域等による学校運営への参加促進事業

学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現をめざし、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を拡充するとともに、その取組の成果を他の学校に波及させることで、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業

地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、区・教育担当を中心に、関係機関と連携しながら、学校と地域との連携の強化や学校へのきめ細かな支援を推進します。

教職員研修事業

子どもたちと共に学び続ける教職員であるために、育成指標に基づくライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、若手教職員やミドルリーダーとなる中堅教職員の資質・能力の向上を図ります。

教職員の選考・人事業務

施策推進に資する定数算定を行うとともに、教職員採用についての検討改善等により創意と活力にあふれた優秀な人材を確保します。また、学校における教育活動の充実を図るため、教職員の意欲を引き出す人事異動を実施します。

教育研究団体補助事業

校長会や各教科の研究団体など、主体的に事業を行っている教育研究団体に補助金を交付することにより、学校教育の充実発展に向けた研究活動等を支援します。

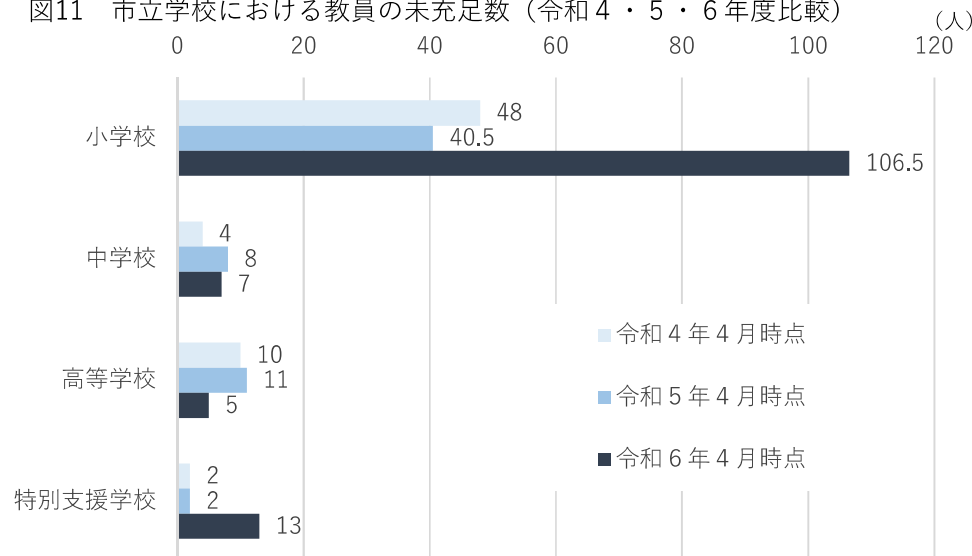
第2次計画期間の主な取組成果

- 学校に求められる役割が増大している中、新たな教育課題等に対応するため、教職員が本来的な業務に一層専念できるよう、学校運営体制の再構築を進めるとともに、保護者や地域と一体となって子どもを育てる「地域とともにある学校」の実現に向けた取組を進めてきました。また、学校全体の課題解決の力を高めるとともに、子どもの成長に大きな役割を担う教職員一人ひとりが自己の資質や能力を高められるよう、人材育成等の取組を推進してきました。
- 教職員の長時間勤務が全国的な課題となる中、平成31（2019）年2月に「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」を策定し、総合的に方策を進めました。さらに、学校を取り巻く環境や当初の取組期間の取組状況を踏まえ、令和4（2022）年3月には、「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」を策定し、学校における業務改善・支援体制の整備や学校を支える人員体制の確保などの教職員の負担を軽減し、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革に向けた取組を進めてきました。
- 平成29（2017）年4月の法令改正により学校運営協議会の設置が努力義務化されたことなどを踏まえ、令和7（2025）年度までの全校設置をめざして設置準備を進め、令和7（2025）年3月末時点で、全市立学校の約8割にあたる136校に学校運営協議会を設置しました。
- 平成29（2017）年度に実施された県費負担教職員の市費移管に伴い、市立小・中学校等における教職員の給与等の負担や、学級編制基準、教職員定数の決定権限が神奈川県から本市に移譲されたことに伴い、支援教育コーディネーターの専任化や特別支援学校及び通級指導教室のセンター的機能の強化、習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実など、より本市の実情に即した取組を進めました。
- 教員採用試験において、大学3年生を対象とした試験制度の導入や大学推薦の対象者の拡大など、採用者数と優秀な人材の確保に向けた取組を推進してきました。

今後の課題

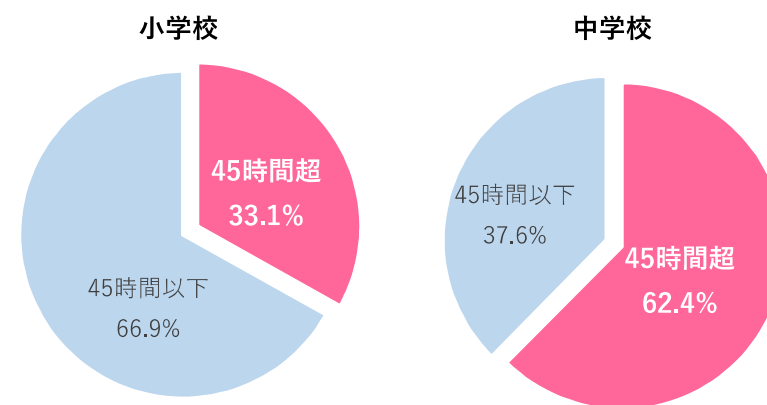
- 教員の定数は、35人学級化や特別支援学級の児童生徒数の増加等により、平成29（2017）年度以降増加していることに加え（P70参照）、若年層の教員が増え、産育休取得者等が増加傾向にある一方で、全国的な教員不足の影響等により、それらの代替教員となる臨時的任用教員の担い手が減少している結果、人材の確保（特に年度途中の産育休取得者等の代替教員の確保）が困難となっており、教員不足が生じています（図11）。今後も質の高い教育を進めていくためには、安定的な人材確保が必要不可欠であり、「**人材確保策の強化**」と、**教員が働きやすい「環境改善」**を両輪で進めていく必要があります。
- 令和5（2023）年度に実施した「川崎市立学校教職員勤務実態調査」では、国の指針に基づき規則上定めた時間外在校等時間の上限である「月45時間」を超える割合が、小学校では33.1%、中学校では62.4%と、教員の時間外在校等時間が依然として高い水準にあることが明らかになりました（図12）。また、令和5（2023）年度に教員に実施した「意識調査アンケート」では、いずれの校種においても、「授業」についてはやりがいを感じる一方で、「授業準備」により時間をかけたいと感じているということが明らかになりました。今後、これらの状況を踏まえ、**教員が働きやすいしくみづくりや環境整備を進めていく**必要があります。

図11 市立学校における教員の未充足数（令和4・5・6年度比較）



※川崎市教育委員会調べ

図12 時間外在校等時間が1か月45時間を超える教員の割合（令和5年度平均）



※川崎市教育委員会調べ

基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める

政策目標

各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

事務事業の構成

家庭教育支援事業

子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。

地域における教育活動の推進事業

地域社会で生き生きと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。

地域の寺子屋事業

地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。

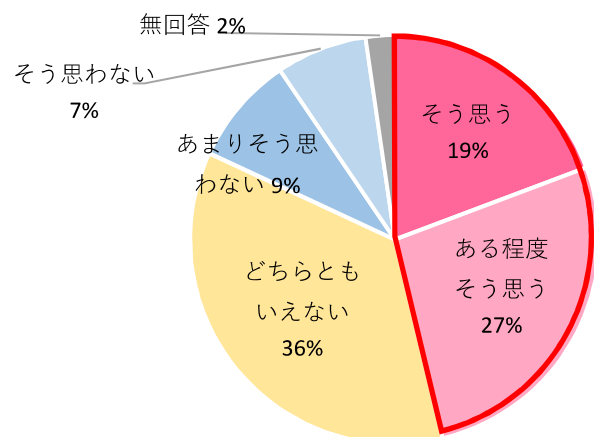
第2次計画期間の主な取組成果

- 家族形態や地域における人と人とのつながりが変化する中、子育て家庭を含めたあらゆる世代の生活環境が大きく変化しており、子どもを取り巻くさまざまな社会的な問題が生じています。学校・家庭・地域がともに連携することで、地域が家庭に寄り添いながら、子どもや若者が大人たちと関わり、互いに学び合い、育ち合う中で、主体的に生き生きと活動する力を培うための環境づくりを進めてきました。
- 地域の多様な大人との関わりの中で、子どもたちの学ぶ意欲や豊かな人間性を育むとともに、子どもと大人、大人同士が顔の見える関係の中で地域で生き生きと活躍できるよう、**地域と子どもたちが交流できる地域の寺子屋を平成26（2014）年度にスタート**させ、令和7（2025）年3月末時点では、全小・中学校のうち99か所に開講しました。また、令和6（2024）年度には、毎年度開催している地域の寺子屋推進フォーラムで、将来を担う若い世代でも寺子屋の担い手となれる可能性の提示や若い世代の視点での寺子屋の魅力発信を行いました。
- 身近な学びの施設である市民館において、子育て等に関する学びを提供するとともに、身近な地域の団体・グループと知り合う機会として、地域のつながりづくりにつながるよう家庭教育に関する学級・講座を実施したほか、PTAによる家庭教育学級開催の支援、企業等や地域団体との連携による家庭教育支援講座の実施など、多様な主体と連携して、家庭教育に関する気軽に参加しやすい学習機会を提供し、参加者の家庭教育等に関する悩みや不安の解消につなげました。
- 家庭・地域・学校が連携して、子どもたちが生き生きと育つまちづくりをめざす地域教育会議では、学校だけでは経験する機会の少ない地域交流やさまざまな体験活動の提供などを行うとともに、令和2（2020）年度から地域学校協働活動を中心に推進する役割を加え、多くの地域住民や保護者が関わりながら**「学校を核とした地域づくり」を進めました。**

今後の課題

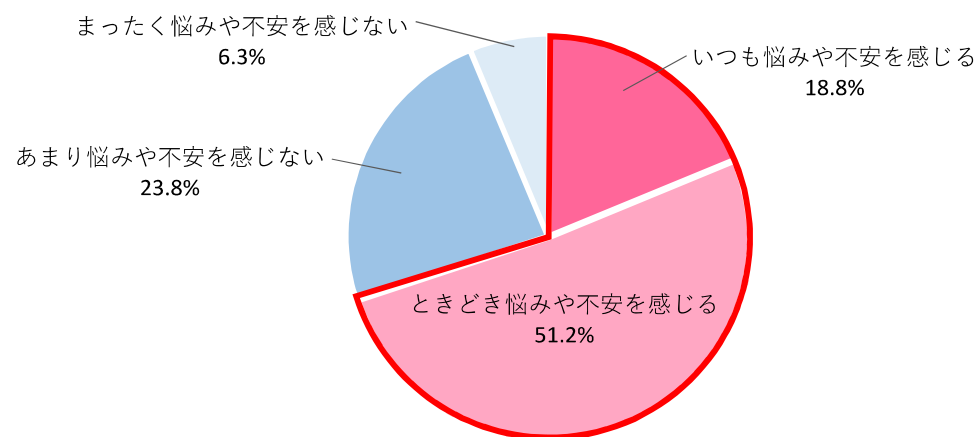
- 将来の予測が困難な時代を生き抜いていくために、**多様な市民がそれぞれの強みを活かして学び合うことが、ますます重要になっています**（図13）。子どもの生き生きとした育ちの中に、大人も楽しく関われるよう、**家庭教育と地域教育が学校教育とも連携しながら、学びの輪を広げていく**必要があります。
- 核家族化の進行や地域のつながりが変化している中、約7割の家庭が子育てに悩みや不安を抱えており（図14）、地域で子育て家庭を支えながら、家庭教育の推進を図るしくみづくりが必要です。市民館における家庭教育に関する学習機会の提供や、PTA家庭教育学級開催の支援に引き続き取り組むとともに、企業や地域団体等との連携による出前講座など幅広く学習機会を提供するための手法や学習形式の工夫などにより、学びの機会を拡充する取組が求められています。
- 地域の寺子屋については担い手の確保が課題であることから、未開講の多いエリアにおいて、事業概要の説明や寺子屋参加の後押しを行うとともに、フォーラム開催等の広報展開を強化し、地域人材の掘り起こしを行うなど、担い手の拡大を進める必要があります。

図13 自分の知識や技術の地域で活かしたいと思う人の割合（市）



※出典：川崎市「令和5年度川崎市総合計画に関する市民アンケート調査報告書」をもとに作成

図14 子育てに悩みや不安がある人の割合（国）



※出典：文部科学省「家庭教育支援推進のための調査研究（家庭教育についての保護者へのアンケート調査）」令和6（2024）年度実施をもとに作成

基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる

政策目標

市民の主体的な学びの機会を提供し、地域づくりにつながる学びや、学びを通じた出会い（「知縁」）を促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきます。

市民の生涯学習の拠点となる教育文化会館・市民館及び図書館について、市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、施設の長寿命化や学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図ります。

事務事業の構成

社会教育振興事業

教育文化会館・市民館・分館において、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、学級・講座やイベント等を実施・開催します。また、社会教育を担う団体やボランティアの育成・支援、ネットワークづくりなどを通して、学習と活動がつながる好循環を生み出し、学習や活動を通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりを進めます。

生涯学習施設の環境整備事業

市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、資産保有の最適化を踏まえた社会教育施設等の長寿命化を推進するなど、市民の生涯学習環境の充実を図ります。

図書館運営事業

市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つために、多様な図書館資料を収集・保存・提供するとともに、レファレンスの向上、インターネットやICTの活用、関係機関や学校図書館との連携促進などを図りながら、効率的・効果的な図書館運営をめざします。

社会教育関係団体等への支援・連携事業

生涯学習団体や主体的に活動する社会教育団体に対し、活動や市民との協働によるまちづくりに資する事業などについて、補助金の交付や協働での事業実施、求めに応じた助言を行います。

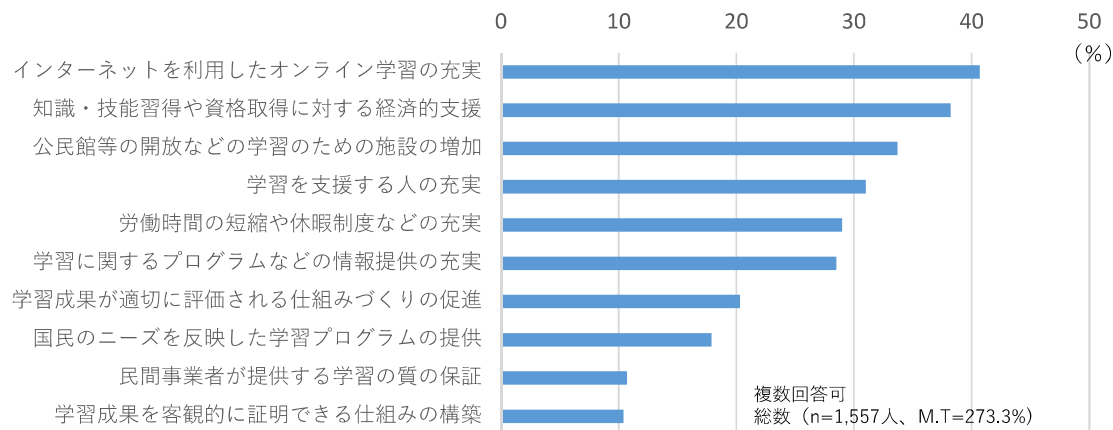
第2次計画期間の主な取組成果

- 多様な学びの機会を提供して学びによる地域のつながりを創出するとともに、地域の生涯学習の担い手を育てるしくみづくりや、生涯学習をコーディネートする人材の育成に取り組みました。また、地域のさまざまな人が集い、生き生きと学び、つながり、学んだ成果を主体的に地域づくりや市民活動に活かすことができるよう、社会教育の推進や生涯学習環境の整備などを進めてきました。
- 社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、市民館・図書館においても、これらの変化に的確に対応していくため、令和3（2021）年3月に「今後の市民館・図書館のあり方」を策定し、「行きたくなる」、「まちに飛び出す」、「地域の“チカラ”を育む」市民館・図書館の推進を図りながら、学びと活動を通じたつながりづくりを進めてきました。また、令和4（2022）年8月には、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」を策定し、**市民館及び図書館の新たな管理運営手法として**、市民館全館及び図書館8館に指定管理者制度の導入を進めることとし、**令和7（2025）年4月から中原市民館、高津市民館、高津市民館橘分館及び高津図書館橘分館において指定管理者による運営を開始**しました。
- 令和6（2024）年10月から、非接触・非来館型の新たな図書館サービスとして、24時間365日、家でも外でもパソコンやスマートフォン、タブレット等を使って、電子書籍を利用できる「かわさき電子図書館」を本格実施しました。
- 学校教育に支障のない範囲でより**多くの市民が学校施設を活用するため**、令和6（2024）年2月に「学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針」を策定し、①もっと使ってもらう、②使いやすくする、③みんなで使うの3つを基本コンセプトとしました。令和6（2024）年度に学校施設を利用する際の制度や手続の整理・統合、持続可能な運営体制への順次移行や使用料の見直し等を行った上で、**令和7（2025）年4月から全校で予約システム及びスマートロックによる運用を開始**しました。また、子どもたちが自身の通う小学校の校庭で放課後にボール遊びをする等、自由にのびのび遊べるように、令和6（2024）年度から全小学校で放課後の校庭開放を実施しました。

今後の課題

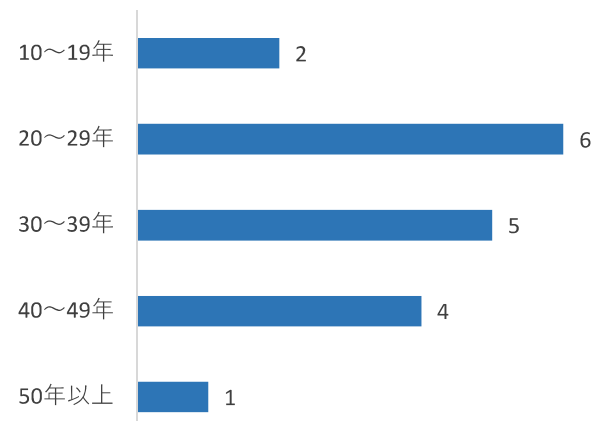
- 市民館・図書館の魅力ある空間づくりや身近な地域での学びの場づくりなど、「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく取組を進め、生涯学習の振興を図っていく必要があります。また、**市民が学びにより得た知識や経験等を身近な地域で活かせるよう、効果的なグループ育成や活動支援の方策を検討するとともに、個人の学びの成果を地域に還元する取組を推進していく**必要があります（図15）。
- 市民館・図書館への指定管理者制度の導入を適切に進め、指定管理者に本市が培ってきた知識を継承し、これまでの取組を確実に継続するとともに、民間事業者のノウハウやマンパワーを活用し、生涯学習の取組をさらに発展させる必要があります。
- 学校施設の開放については、令和7（2025）年度からの新たな制度や手続、運営体制による運用が円滑に行われるよう引き続き丁寧に取り組むとともに、より多くの活用を促進するために、開放可能な特別教室等を新たに開放していく必要があります。また、小学校における放課後の校庭開放については、工事等の都合で令和6（2024）年度までに実施できなかった学校での実施、及び各学校でのルール更新のための支援を継続する必要があります。
- 宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備や、教育文化会館の労働会館への移転・整備、幸市民館・図書館の改修など社会教育施設等の施設及び設備の老朽化への対応を進め、市民の学びの場の充実を図る必要があります（図16）。

図15 生涯学習を盛んにしていくために国や地方自治体が力を入れるべきこと（上位10項目）



※出典：内閣府「生涯学習に関する世論調査」（令和4（2022）年実施）をもとに作成

図16 市民館・図書館の築年数別施設数（令和7年4月現在）



※川崎市教育委員会調べ

基本政策Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

政策目標

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進します。
日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設の更なる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

事務事業の構成

文化財保護・活用事業

市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとして、文化の向上と発展に貢献するため、歴史の営みの中で、自然環境や社会・生活を反映しながら、育まれ継承されてきた文化財の適切な保存と活用を進めます。

橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業

古代川崎の歴史的文化遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橘樹官衙（たちばなかんが）遺跡群」（橘樹郡家跡と影向寺遺跡）の保存整備・活用・調査研究を進めます。

日本民家園管理運営事業

国・県・市の指定文化財25件を有する日本有数の古民家の野外博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し、市民の文化・学術・教育の充実を図るため、「日本民家園」を運営します。

青少年科学館管理運営事業

自然・天文・科学の各分野において、市民への科学知識の普及啓発や科学教育の振興のため、市内唯一の自然科学系の登録博物館として、「青少年科学館」（かわさき宙と緑の科学館）を運営します。

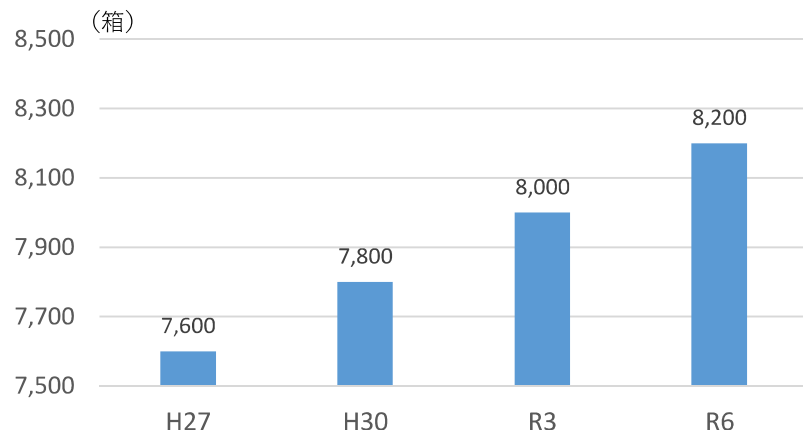
第2次計画期間の主な取組成果

- 平成25（2013）年度に策定した「川崎市文化財保護活用計画」の基本理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を踏まえ、市民にとって文化財に親しむ機会が充実し、文化財に対する関心が高まるよう、地域と連携しながら、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめ、多くの文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進してきました。
- 市内初の国史跡に指定された橘樹官衙遺跡群を市民共有の財産として将来にわたり保存・活用していくため、平成29（2017）年度に「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」を策定し、市民が参加する各種活用事業を実施するとともに、平成30（2018）年度には、「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」を策定し、史跡の保存整備を進めました。令和6（2024）年度には、全国で初めて飛鳥時代の倉庫を復元した「橘樹歴史公園」をオープンしました。
- 平成29（2017）年度に、「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、地域に根ざした豊富な文化財を幅広く顕彰・記録することで、地域で守られ、伝えられてきた文化財に光をあて、多くの人にその価値を伝えていくことをめざし、「川崎市地域文化財顕彰制度」を創設し、市民とともに地域の文化財の掘り起こしを進めてきました。
- 令和5（2023）年度に、「川崎市文化財保護活用計画」の計画期間満了に伴い、新たに「川崎市文化財保存活用地域計画」を策定し、令和6（2024）年7月に文化財保護法に基づき文化庁長官の認定を受けました。これにより、地域の文化財の保存・活用の基本的な方針を定めるとともに、この方針に基づく取組により、歴史や文化を活かしたまちづくりを進めてきました。
- 日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、各施設の特性・専門性を活かした展示等、博物館活動の充実を図るとともに、生田緑地内の各施設や関係部署等と連携しながら、市民サービスの向上や国内外への魅力発信について取組を進めてきました。

今後の課題

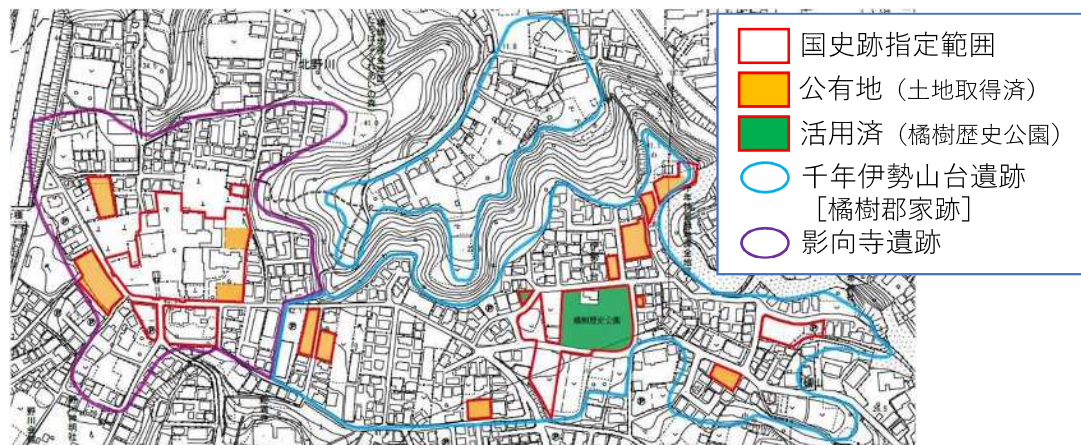
- 生活様式や価値観の変化に伴う地域での文化財の保存活用の担い手の減少や、市内の開発事業や発掘調査等で出土した埋蔵文化財の保管数の増加など（図19）、文化財を取り巻く環境の変化を踏まえながら、さまざまな主体との連携や環境整備等を通じた地域の文化財の保存活用を図り、歴史や文化を活かしたまちづくりに寄与していくことが求められています。
- 橘樹官衙遺跡群については、令和6（2024）年度にオープンした橘樹歴史公園の適切な維持管理を行うとともに、整備計画の見直しや史跡の公有地化の考え方の整理等を行いながら、市民共有の財産である史跡の整備・活用を図っていくことが必要です（図20）。
- 本市では、平成28（2016）年度に文化財ボランティア登録制度を創設し、登録ボランティアはさまざまな文化財保護・活用事業で活躍していますが、今後も市民ボランティアの育成に努めるとともに、こうした**地域人材と協働して文化財の保存・活用を推進し、文化財を市民共通の財産として次世代へ伝える取組を進める**ことが求められています。
- 博物館では、令和4（2022）年の博物館法の改正により、地域との連携により、文化観光等地域の活力向上への貢献が博物館の事業として位置づけられたことから、より一層、若年層や外国人等多様な来館者への価値の提供を行っていくとともに、デジタル社会に対応した取組を進めていくことが求められています。

図19 埋蔵文化財の保管数の推移（概算）



※川崎市教育委員会調べ

図20 橘樹官衙遺跡群の国史跡範囲における公有地化面積、活用面積（史跡整備）の状況



※川崎市教育委員会作成

第3章 次期プラン策定に向けた考え方

1 基本的な考え方

- 今後の本市の教育においては、**市民一人ひとりが“学びの主役”、“学びの主体”となって、自らの学びを“自分事”として捉え直すことが大切**になると考えます。そのため、**次期プランでは、川崎の教育がめざす方向性を今まで以上に分かりやすく示し、すべての市民と共有しながら取組を進めていきます。**
- 同時期に策定される**総合計画との整合を図りながら**、重点的な取組テーマの設定や体系の見直しなど、次期プランの**全体構成を再検討**し、これからの社会状況の変化に機動的かつ柔軟に対応した取組を位置づけて、教育改革を進めていきます。

次期プランの位置づけ

教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後めざすべき基本理念や目標などを実現するための計画として、教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画に位置づけます。

また、本市総合計画をはじめ、教育プランと関連する計画との整合を図りながら、次期プランを策定します。

教育基本法（平成18年法律第120号）抜粋

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

次期プランの対象分野

次期プランの対象分野は、教育委員会が所管する、市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

対象とする計画期間

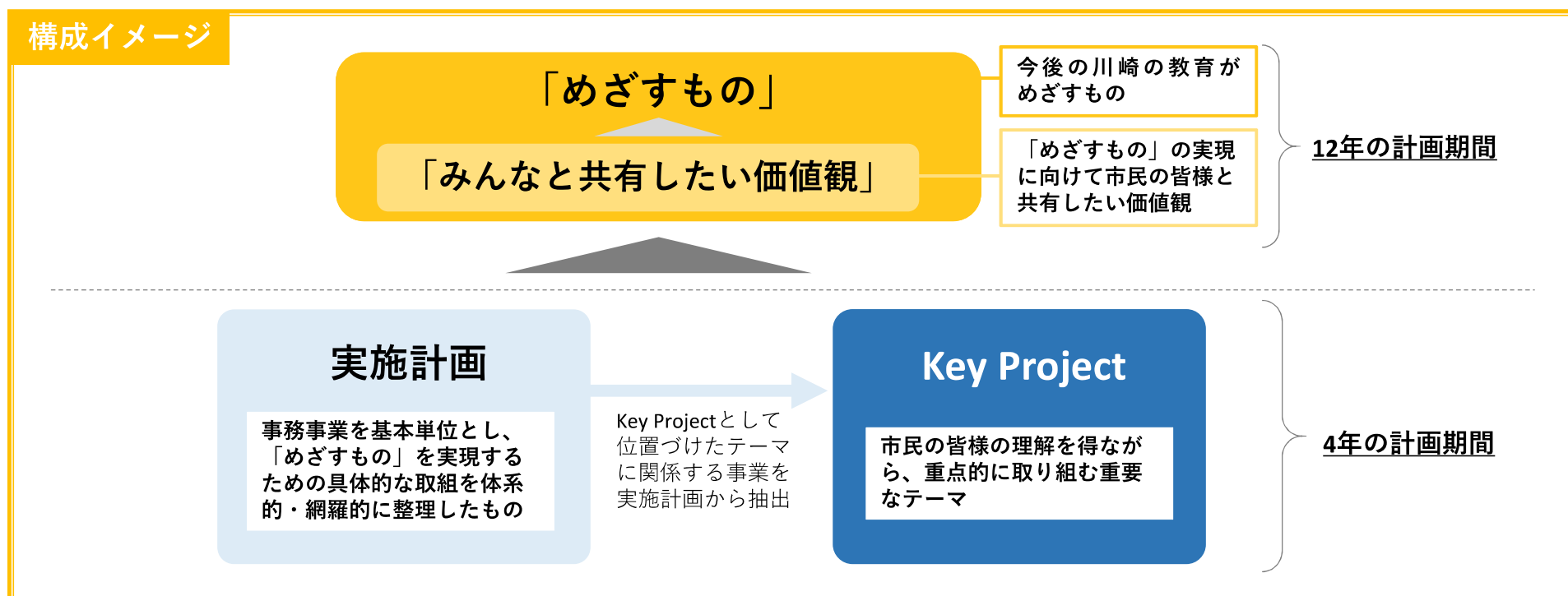
次期プランの対象期間は、令和8（2026）年度から12年間とします。

第3章 次期プラン策定に向けた考え方

1 基本的な考え方

次期プランの構成

- 12年間の計画期間を通じて実現をめざすもの（「めざすもの」）と、「めざすもの」に向けた取組を進めるにあたり、市民の皆様と共有したい価値観（「みんなと共有したい価値観」）を整理します（後述）。
- 「めざすもの」を実現する具体的な施策や事務事業等については、4年ごとに見直しを行う「実施計画」とすることで、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できるような政策体系とします。
- 市民の皆様の理解を得ながら、重点的に取り組む重要なテーマを「Key Project」として位置づけます（後述）。



第3章 次期プラン策定に向けた考え方

2 「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」

現在の「第2次教育プラン」では、基本理念を「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」、基本目標を「自主・自立／共生・協働」として掲げ、その方向性を踏まえた取組を進めてきました。次期プランの策定にあたって実施した市民意見聴取の結果を見ると、「第2次教育プラン」の基本理念・基本目標につながる価値観は広く共有されているとともに、新たな価値観や考え方についても、今後、必要と考えられていることなどが確認できました。

このため、現行プランの「基本理念・基本目標」の方向性は継承しつつ、新たな価値観等を盛り込みながら、市民の皆様と本市の教育を共に進めることができるよう、本市の教育がめざす内容を、新たに「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」として整理します。

✓ 「めざすもの」

川崎の教育がめざすもの。次期プランで「めざすもの」の実現に向けて取り組んでいく。

✓ 「みんなと共有したい価値観」

「めざすもの」の実現に向けて、川崎の教育をともに創っていく市民の皆様と共有したい価値観や考え方。市民の皆様と共に取組や教育活動を進めていく“合言葉”とする。

「めざすもの」

→川崎の教育がめざすもの

「みんなと共有したい価値観」

→「めざすもの」の実現に向けて市民の皆様と共有したい価値観

【参考】「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」の検討にあたっては、多くの方々から御意見をいただきました。いただいた御意見や検討経過等は参考資料に掲載しています。

第3章 次期プラン策定に向けた考え方

2 「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」

「めざすもの」

これまで重点的に取り組んできた「キャリア在り方生き方教育」をベースにしながら、誰もが多様な個性や能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓くことができる人を育てる「**人づくり**」と、多様性を尊重し、共に支え高め合い、誰もが安心して育つことのできる社会をつくる「**社会づくり**」の思いを込め、新たに「めざすもの」として定めます。

一人ひとりが輝き、共に未来をつくる

川崎の教育は、**今この瞬間から一人ひとりの個性を大切にし、生きがいのある人生を自分らしく送ることで輝くことができる人を育てます。**そして、そのような市民が、それぞれの強みを活かしながら、**さまざまな立場や考えの人たちと協働して持続可能な社会をつくりだしていくことをめざしていきます。**

多様な人々と関わりながら、自分の力を発揮し、自らの思いで社会や地域を変えたり、新しいものをつくりだせたという経験や学びの積み重ねは、社会参画への意識や自己肯定感を高め、さまざまな困難を乗り越える力を育み、持続可能な社会づくりの基盤となります。変化の激しい時代において、社会の課題に向き合い、自分ができることを考え行動していくことのできる人を育てていくことは、教育の大切な役割です。

この「めざすもの」のもとで学び・成長したすべての人が、その人らしく生き生きと活躍し、**どこにいても心の拠り所として「川崎」があるよう、本市の教育の“灯台”として「めざすもの」を掲げ**、「一人ひとりが輝き、共に未来をつくる」ための取組を推進していきます。

第3章 次期プラン策定に向けた考え方

2 「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」

「みんなと共有したい価値観」

教育プランは行政だけが進めていくものではありません。「めざすもの」の実現に向けた長い道のりは、市民の皆様と一緒に歩んでいかなければならないものです。なぜなら、**市民一人ひとりが学びの主役であり、教育プランの取組を共に進めていくパートナー**であるからです。そのためには、市民の皆様と川崎の教育で大切にしていきたい**価値観を共有し、川崎らしい人づくり・社会づくりを進めていく“合言葉”としていきます。**

「一步、踏み出す」

私たちが生きる「正解のない」世界において、課題を解決する力や創造力は、未来の可能性を広げるために必要不可欠な要素です。大切にしたいのは、子どもも大人も学びの主役として、自分らしく一步踏み出すことです。

私たちは、つまづきも学びに変えながら、チャレンジすることを大切にします。

「自分の幸せ みんなの豊かさ」

教育の役割は、一人ひとりが夢や希望を抱いて生きがいのある人生を歩むための土台をつくることであり、その先には誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会の創造があると考えています。

私たちは、子どもや教職員、保護者、すべての市民が、自分が自分であることを大切にできるよう、そして、共に学び合い、つながるよろこびを感じながら、よりよい社会をつくっていきます。

「多様性を可能性へ」

川崎は、多様性を認め合い、つながり合うことで、新しい魅力や価値を生み出してきました。

私たちは、異なる背景や立場の人たちと学び、成長することが、教育にとって必要なことだと信じています。学校も地域も一緒に、他者を想像し、互いを認め、支え合いながら、多様な価値が交差する場を創造していきます。